平成２５年１２月５日

合　意　事　項

自由民主党、公明党、日本維新の会及びみんなの党は、特定秘密保護法案に関する実務者による協議の結果、下記の項目の合意に至ったことを確認する。

記

１．附則 9 条に基づき設置する『独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関』とは、18 条 4 項に基づく『行政各部に対する内閣総理大臣の指揮監督』とは全く異なるものである。附則 9 条の立法趣旨は、18 条 4 項とは別途、特定秘密の指定及びその解除等の適正を確保するため、独立性の高い第三者機関を設置すべきということにある。

２．従って、総理答弁で表明された内閣官房『保全監視委員会』の設置は、あくまでも 18 条 4 項に基づくものであって、附則 9 条に基づき設置する『独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関』とは異なるものである。

３．本法案成立後、施行までに、附則 9 条の『独立した公正な立場において検証し、及び監察することのできる新たな機関』として、内閣府に情報保全監察に関する機関を政令（または立法措置が必要な場合には立法）により設置する。

４．上記機関の所掌事務としては、内閣府設置法 3 条、4 条 3 項及び本法案附則 9 条に基づき、以下に掲げるものを規定する。

①各行政機関による個別の特定秘密の指定及び解除の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

②各行政機関による個別の特定秘密の有効期間の設定及び延長の適否を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

③特定秘密の指定等の状況を含む、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の管理を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

④特定秘密の指定等の状況を踏まえつつ、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の廃棄の可否を判断すること。

⑤特定秘密の有効期間の延長等の状況を含む、各行政機関による特定秘密の記録された行政文書の保存期間の設定を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。

⑥特定秘密の指定解除後の国立公文書館等への移管を検証及び監察し、不適切なものについては是正を求めること。さらに、上記機関よりも高度の独立性を備えた機関への移行についても、内閣府設置法（49 条～64 条）等の改正の検討を進める。

5．政府から特定秘密の提供を受ける場合における国会での特定秘密の保護に関する方策についての附則 10 条の規定に基づく検討に当たっては、特定秘密を取り扱う関係行政機関の在り方及び特定秘密の運用の状況等について審議し及びこれを監視する委員会その他の組織を国会に置くこと、国会において特定秘密の提供を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置全般について早急に検討を加え、本法施行までに結論を得るものとする。

以上

自由民主党　中谷 元

公明党　大口善徳

日本維新の会　藤井孝男

みんなの党　畠中光成